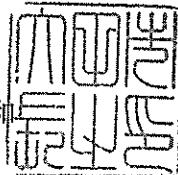


大田市告示第135号の7

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

大田市長 桥野弘和



1 収納事務を委託する者の法人名及び住所

(1) 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

(2) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N.E.S.ビルN棟2階

(3) 全日空商事株式会社

東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター38階

(4) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

2 収納事務を委託する歳入

インターネットを利用して納付する「どがなかな大田ふるさと寄附金」

3 収納事務を委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日